

# おおの

# 議会だより

No. 144

平成16年10月25日

発行

大野市議会事務局

<http://www.city.ono.fukui.jp/>



第334回 9月定例会

## 議案10件を可決・同意、2件は継続審査

—市会案4件も可決—

第三三四回定例市議会は、九月八日に開会され、理事者提出の議案十二件と議員提出の市会案四件を審議しました。

初日は、会期を二十二日までの十五日間と定めた後、平成十六年度の一般会計補正予算案をはじめとする九議案が上程され、提案理由の説明が行われました。

十三日には一般質問が行われ、砂子三郎（新政会） 山本鐵夫（清和会）

榮 正夫（日本共産党） 兼井 大（新政会）

松田信子（新政会）の五議員が、十四日には、

畑中章男（新政会） 宮澤秀樹（清和会）

浦井智治（日本共産党） 藤堂勝義（公明党）

米村輝子（無党派）

の五議員がそれぞれ質問に立ちました。

質問終結後、決算特別委員会の設置と委員の選任が行われました。引き続き陳情が上程され、初日上程の議案とともに所管の各委員会に付託されました。

最終日の二十二日には、各委員長報告の後、各議案等の採決が行われ、議案七件はいずれも原案のとおり可決され、決算認定議案二件は休会中の継続審査と決しました。

続いて、各特別委員会の委員長報告が行われた後、人事に関する追加議案三件が上程・採決され、いずれも原案のとおり同意されました。

最後に、市会案四件の上程・採決が行われ、いずれも意見書・決議を政府関係機関等に送付することを可決して、閉会しました。

皆さんから提出された陳情の結果は、別掲のとおりです。

# 市政をきく 一般質問から

## ○JR越美北線の復旧と赤根川改修について

### ・復旧費の負担

**問** 豪雨により被害を受けたJR越美北線の復旧費は国と県とJRの三者が負担するものであり、市の負担はないと理解しているが、どうか。

**答** 平成七年の豪雨で被災したJR大系線の復旧事業は、新潟・長野両県とJRで負担している。今までの事例では市町村の負担はなく、今回についてもJR大系線と同様の措置が取られるよう望んでいる。

### ・要望、陳情活動

**問** JRに全線復旧を速やかにまた積極的に進めてもらうために、市長は早々にJRに要望・陳情活動を行ったと新聞で報じられていたが、その内容と感触

について聞きたい。

**答** 市は七月十九日にJR越前大野鉄道部へ、また七月二十六日には県と沿線の福井市・美山町・和泉村とともにJR西日本金沢支社へ、復旧措置を早急に講じられるよう要望した。

この要望に対し、JR西日本金沢支社は「廃線は考えておらず、段階的に運行したい」とのことであった。また美山〜一乗谷駅間の橋りょう部分は、再度同様の被害に遭わないためには県の河川改修等が行われ、河川の防災強度が向上することが前提となることから、JR西日本単独での早急な復旧は不可能であるという見解であった。

今後ともJR越美北線が一日でも早く復旧されるよう、JR西日本をはじめ国・県に継続的に強く要望していきたい。

### ・利用促進補助

**問** 全線復旧には早くても二、三年はかかると考えられ、その間に通学・通勤体系が変わればJR離れに拍車がかかることが心配され、このようなことがないようにするために、利用者への補助金を多くしてはどうか。

**答** 現在、越美北線利用促進事業補助として、回数券では購入額の三割を補助し、また五人以上で乗車した場合には団体補助として購入額の半分の補助等の形で支援を行っている。

助成制度の拡充は今後、再度利用者の実態調査を行い、研究していきたいと考えている。

### ・赤根川の改修

**問** 福井豪雨により本市も大きな被害に見舞われ、特に赤根川流域に集中していたように思われる。安心した日常生活や営農のためには、赤根川の改修促進は市の直面する緊急課題と考えるがどうか。

**答** 福井豪雨では足羽川をはじめ県内の多くの河川で甚大な被害を受けており、今回の被害により赤根川改修の必要性は、さらに高まったものと思われる。流域の住民が安心して暮らし、また安心して農業を営むためには、この改修は市の重要な課題であり、赤根川改修の優先順位が上位に位置付けられるよう、国や県に力強く要望していきたいと考えている。

今回被害を受けたことを重く受け止め、ぜひとも河川整備計画の上位に位置付けられるよう補助事業採択へ向けて、今後とも赤根川改修促進期成同盟会とともに、さらなる努力を続けていきたい。

## ○総合福祉センターについて

**問** 医療・福祉・保健を組み合

わせた総合福祉センター建設計画は現在どうなっているのか。

**答** 保健医療福祉サービスの拠点施設については、昨年度、市民に保健・医療・福祉を一体化した介護・援助等のサービスを提供する体系、いわゆるケアシステムを構築することとした基本構想を策定した。

今後これを基に、拠点施設の機能や施設規模・建設用地・概算経費、機能ごとの事業展開の手法等を明確にした基本計画を策定し、施設整備を進めたいと考えている。

ただ、具体的な建設年次については、昨年度から国の三位一体改革による国庫補助金の削減・廃止が始まり、今後もこれが進む中で、地方への税源移譲や地方交付税制度改革の内容が明確ではなく、今後の市町村の財政運営計画が立てにくい状況である。

また来年度をめどに、国の社会保障審議会介護

保険部会において介護保険制度の見直し作業が進んでおり在宅介護支援センター

の位置付けが変わることや支援費制度との統合も検討されていることから、これらソフト面での制度改革の動向を見守る必要がある。

さらに、施設整備に当たっては、国や県の有利な補助金や起債を活用するため、当事業を和泉村との合併に伴う市町村建設計画に組み入れ、検討していきたい。

整備に当たっては、保健・医療・福祉関係課等の統廃合により、相談に訪れた市民に対して、一つの窓口で関連する相談に対応できるサービスを実現し、市民の利便の向上を図ることをしており、庁舎機能の一部を本施設へ移すことも勘案する必要があるので、建設位置・役割分担などについて、十分検討していきたい。

このようなことから、整備時期については、今後慎重に検討し、決定したいと考えている。

## 審議日程

- 8日 本会議（会期の決定、議案上程・提案理由の説明）
- 9日～12日 休会
- 13日 本会議（一般質問）
- 14日 本会議（一般質問、決算特別委員会の設置および委員の選任、陳情上程、各案件委員会付託）、特別委員会（決算）
- 15日 常任委員会（産経建設、民生環境）
- 16日 常任委員会（総務文教）
- 17日 特別委員会（市町村合併対策、総合交通対策）
- 18日～21日 休会
- 22日 常任委員会（総務文教）  
本会議（各委員長報告、質疑・討論・採決、特別委員長報告、追加議案上程・採決、市会案上程・採決）



○既存産業の活性化について

・中京方面での出張産業フェア

問 中京方面での市内業者のビジネスチャンス拡大支援策で出展者を募集し、市単独で出張産業フェアを開催してはどうか。

答 大都市圏で催事場等を借り切つてイベントや出張産業フェアなどを開催することは、集客や費用対効果を考えると、市単独での開催は困難なため、県や業界・団体などが開催するイベント等に参加してきた。  
中京方面での物産イベントには、平成十年から昨年まで名古屋

屋まつりに株式会社平成大野屋を介して参加し、本市の特産品の販売を実施してきたが、物産販売ブース数が年々縮小されたことや、売上高などの低下により本年度は参加を取り止めた。

しかし、名古屋市栄にある丸栄百貨店において例年開催されている県主催の越前若狭の物産展には、昨年度は本市から七社がブース出店している。

・市のブース借り上げ

問 市単独での産業フェア開催が困難ならば、市がブースを借り上げ、やる気のある企業にチャンスを提供してはどうか。

答 今後、大都市圏でのイベント開催やブース出店等におけるやる気のある出店業者の特産品

等の販路開拓に対する支援や、効果のある実施手法について検討していきたい。

また本年、大野商工会議所が呼び掛け、関西大野会や中京大野会が設立されたので、この二つの大野会と連携を図りながらまちづくりや産業振興・観光PRなど幅広い交流が行われることを期待している。

○和泉村との合併について

・開催が停滞している協議会

問 約四カ月間合併協議会が開催されていない理由は何か。

答 五月十四日の第十一回協議

会の席上、和泉村から一定期間、合併タイプの地域自治区を設置したいとの申し出があったが、市としては、地域自治区の設置は合併後の新市の一体性を損なうことにならないかと危くをしている。

そこで和泉村の不安にこたえるためには、地域審議会の設置や支所機能の充実等により十分対処できるものと考え、和泉村との調整に努めている。

しかし、合併の根幹にかかわる重要な事項であり、それぞれの議会とも意見交換を重ねながら慎重に合意形成を図ってきたが、まだ結論は出ていない。

・合併期日の見直し

問 合併期日の見直しと今後の見込みについて聞きたい。

答 当初決めていた平成十七年二月一日の合併を目指すには、遅くとも八月中旬に合併協定書の調印と、両市村による廃置分合の議決を経て、九月県議会に間に合うよう県に申請しなければならなかったが、これはスケジュール的に不可能となった。

しかし、今回の法改正では、廃置分合の議決を経て来年三月末までに県へ合併申請の手続きをし、十八年三月末までに合併を行えば、合併特例債等、現行の

合併特例法に定める優遇措置が受けられるという一年間の経過措置がとられることとなった。

○地域医療協議会の取り組み

問 老人が退院した後のアフター医療は、介護保険との関係で十分受けられない状況だが、これについて地域医療協議会で議論されているのか。

答 本市の地域医療対策は、これまで救急医療体制の充実と初期医療として、かかりつけ医の普及に力を入れてきた。

かかりつけ医の推進は、日常の健康管理に不可欠であり、急性期における大病院と診療所との連携に深く関係している。

かかりつけ医は大病院への紹介を行うとともに、退院後のアフターケアについてもかかわるなど、いわゆる病診連携の要として重要である。

地域医療協議会では、今後市民の医療不安の解消に努めるため、本市の医療事情について分析するとともに、指摘の問題についても、十分協議しながら対応策を研究したい。

| 議案の審議結果 9月定例会 |   |       |      |
|---------------|---|-------|------|
| 議案番号          | 件名  | 議決月日  | 結果   |
| 47            | 平成16年度大野市一般会計補正予算(第4号)案                   | 9月22日 | 原案可決 |
| 48            | 平成16年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案           | 9月22日 | 原案可決 |
| 49            | 平成16年度大野市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)案             | 9月22日 | 原案可決 |
| 50            | 平成16年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)案           | 9月22日 | 原案可決 |
| 51            | 平成16年度大野市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案             | 9月22日 | 原案可決 |
| 52            | 大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案     | 9月22日 | 原案可決 |
| 53            | 大野市道路線の認定について                             | 9月22日 | 原案可決 |
| 54            | 平成15年度大野市歳入歳出決算認定について                     | 9月22日 | 継続審査 |
| 55            | 平成15年度大野市水道事業会計の決算認定について                  | 9月22日 | 継続審査 |
| 56            | 教育委員会委員の任命について                            | 9月22日 | 同意   |
| 57            | 教育委員会委員の任命について                            | 9月22日 | 同意   |
| 58            | 人権擁護委員候補者の推薦について                          | 9月22日 | 同意   |
| 市会案番号         | 件名  | 議決月日  | 結果   |
| 4             | JR越美北線の全線復旧に関する意見書                        | 9月22日 | 原案可決 |
| 5             | 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」に対する意見書             | 9月22日 | 原案可決 |
| 6             | 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」改正に関する意見書 | 9月22日 | 原案可決 |
| 7             | 北方領土返還に関する決議                              | 9月22日 | 原案可決 |

○子育て支援について

問 平成十四年に「大野市子育て支援推進協議会」から少子化対策のため、子育て環境の充実や子育て支援施策の展開を要望する提言が出されたが、市はこれを実施する考えがあるのか。

答 児童センター（体育館を備えた児童館）は市内四カ所に設置されており、児童の健全育成を目的に遊びの指導や健康の増進、子ども会・母親クラブの指導などを行っている。

市では学校週五日制の実施に合わせ毎週土曜日は午前八時三十分から午後六時まで、日曜日・祝日・年末年始を除く平日は、正午から午後六時まで、児童センターを開館し、利用者の利便を図っている。

九年に児童福祉法が改正されて、放課後児童健全育成事業が新たに加えられた。市では保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため放課後児童クラブを設置し、現在、すべての児童センターで開設している。

提言の一つである「夏休みなど長期休暇中も、放課後児童クラブを開設すること」について

は、児童館は夏休み等長期休暇中は、日曜日・祭日を除き午前八時三十分から午後六時まで開館していて、保護者が昼間、家庭にいない小学校低学年の子供に対しては一日中友達と遊ぶことができようにするなど、適切な遊びと生活の場を提供しており、児童館を拠点に過ごすことができるようになっていく。

「村部での児童センターの開設と空き教室等を利用した学童保育」の提言については、来年度から阪谷地区の「さくらんぼ幼保園」の施設内で学童保育を試行し、出てきた課題を精査しながら、他の地区においても保育所・幼稚園・学校の空き教室などを利用する学童保育を検討していきたいと考えている。

児童館は遊びに来た子供だけでなく、地域の子供の成長を応援していく役割を担うとともに母親クラブに対する講座の開催



児童センターの放課後児童クラブ

など、地域に開かれたコミュニティ施設としての役割も担っている。このため、児童の自主的活動を中心に、地域社会の人々の協力によって、組織的に育ち成長されることが望ましく、児童館活動が一層充実するためには、児童の生活指導・援助、地域行事などの分野とともに、児童厚生員の指導力を補強するボランティアを得ることが必要である。

今後とも、児童館活動と子供を取り巻く地域社会との協働で、児童の健全育成に取り組んでいきたい。

○少子化対策について

問 市制五十周年記念事業のサマーフェスタは、単年度のイベントとするのか。また七月十八日の豪雨で中止になった子育て大討論会は、当初の目的どおり遂行すべきと思うがどうか。

答 地方分権時代を迎えた今日、大野を発展させていく上で重要なことは、人材の育成であると考えている。

地域や家庭で子供たちが体験や交流を通じ、たくましく生きる力の基礎が築かれ、心豊かな青少年の育成を図る目的で、本市の未来を担う子供を中心とし

た「おおの子どもサマーフェスタ」を実施した。

「子ども環境塾」を皮切りに「おすもうさんと子どもたちのふれあいまつり」「子ども人形浄瑠璃」「SHIROMA TSURIキッズフェスタ」「チルドレンズ・ミュージアムinおおの」の五事業を実施したが、「みんなで作るよう21世紀の子育て大討論会」

は、開催当日に福井豪雨に見舞われたため、やむを得ず取り止めた。

来年度以降のサマーフェスタ事業については、子育て大討論会も含めて、個々の事業の成果や課題・反省点を十分精査し、継続する方向で具体的な計画を作っていく。

○読書活動推進法の取り組み

問 二〇〇一年に、子どもの読書活動推進法が成立し、市町村に「子ども読書活動推進計画」を策定することと定められた

| 陳情の処理結果 |   |                               |     |
|---------|---|-------------------------------|-----|
| 番号      | 件名  | 提出者                           | 結果  |
| 2       | シビックセンター建設に関する陳情書                                   | シビックセンター建設を考える市民の会 世話人代表 高橋鐵男 | 不採択 |
| 3       | 義務教育費国庫負担制度を推進する陳情書                                 | 福井県教職員組合 大野支部 執行委員長 岩田繁憲      | 採 択 |
| 4       | 適正規模の少人数学級実現等を求める陳情書                                | 福井県教職員組合 大野支部 執行委員長 岩田繁憲      | 採 択 |
| 5       | シビック・センター基本計画の中核施設有終西小学校の移転工事及び関連施設の整備等の早期着手を求める陳情書 | 大野商工会議所 会頭 黒原孝雄 外7団体          | 採 択 |
| 6       | 公園施設を兼ねた防災空間の整備に関する陳情書                              | 清瀧区長 木嶋良一                     | 採 択 |

答 市の策定計画を聞きたい。子供の読書活動は、子供が生きる力を身に付ける上で、欠くことのできないものである。すべての子供が、あらゆる機会とあらゆる場所で読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならないとの基本理念の下、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国・県の推進計画が策定された。

これまで市では読書活動推進のための事業に取り組んできたが、より体系的に推進するため今後、各関係機関と連携を取りながら、推進計画策定の準備をしていきたい。



○小中学校再編計画について

・歩いて通い形成される人格

**問** 小学校には子供たちが自分の足で歩いて通い、自らの頭で考えることにより、自立性が養われ人格形成されると考えますが、安易な学校統廃合は子供の基礎的教育条件まで取り上げるのではないか。

**答** 今回発表した小中学校再編計画は、学校教育の本来の機能である適切な集団での活動を充実させるための方策である。自分の足で歩き、自分の手で触れ、自分の頭で考える活動は、子供たちの発達のための重要な要素であり、これらは家庭・地域・学校などあらゆる生活の場面において促されなければならぬ活動である。

**児童生徒の通学方法として**は、徒歩や自転車・バスなどが考えられるが、小中学校再編によつて通学距離が長くなる地区の児童・生徒には、地域に応じた適切な通学方法を確保しなければならぬ。

学校再編が実施されることで通学方法が変更になり、通学途上のさまざまな体験が制約される場合も想定される。

しかし、適切な規模の集団を

確保し計画的な集団活動を実施することが、学校教育においてはより重要であると判断した。

学校では特別活動や総合的な学習の時間などで、体験活動を計画的に実施しているが、この体験活動をさらに充実させるために、適正な集団における教育活動を行うことや家庭・地域との連携を強化することが重要であると考えている。

・説明会と今後の進め方

**問** 各校区や地区での再編計画の説明会では、どのような意見が出されているのか。事前に市民の要望や意見を聞く場を設けるべきであったのではないか。

また今後どう進めるのか。  
**答** 学校再編計画の策定までの経緯については、予想を上回る本市の急激な児童生徒の減少に対し、本来の学校教育が担うべき役割が十分果たせなくなるのではないかという強い危機感があつた。

そこで、平成十五年三月に市教育委員会から学校教育審議会に「児童・生徒数の減少に伴う適正な学校教育の在り方について」を諮問した。

審議会は、PTA代表や教育関係者・民生委員・各種団体からの委員で構成されていて、市内の規模別の学校視察や小学校部会・中学校部会に別れ慎重な審議を重ねて、十五年十二月に

答申が出された。

答申を受け、市教育委員会では協議を重ね、今年四月に計画を策定し、六月に発表した。

本日まで八校区の保護者や住民に対して説明会を開催し、まだ未開催の校区でも説明会の開催をお願いしている。

説明会では、小規模学校の良さや通学の問題点、学校施設活用や地域の活性化の問題等さまざまな意見が出されている。

出された意見については、十分協議・検討を行い、今後も説明会を開催し再編計画を進めていきたいと考えている。

○県立養護学校の建設について

**問** 県では奥越地区養護学校基本構想策定委員会を構築し計画策定を行っているが、市はこれらに対し要望活動を行うのは当然だが、保護者から要望を聞くこともしているのか。

**答** 現在、奥越地区には養護学校等が設置されていないため、市では児童・生徒とその保護者の負担を軽減するため、単独事業として嶺北養護学校・福井養護学校・盲学校へのスクールバス運行と、それに伴う介助員を配置している。

このような状況の中、大野市

区長連合会や、養護学校等に通学する本市と勝山市の保護者で構成された「奥越地区養護学校早期開設を望む親の会」から先日、市に対しても、奥越地区の養護学校の早期開校に関する要望書が提出された。

市としても、その必要性・重要性は十分認識しており、直接あるいは大野勝山地区広域行政事務組合を通じて、県に対して要望している。

一方、県では障害別の養護学校が福井市周辺に集中しているため、本人や保護者の負担が過重であることや地域社会との交流が困難であることなどから、奥越地区に養護学校を新設する必要があるとの方向性が示され

ている。

今後も、奥越地区における養護学校の早期開校に向け、引き続き県へ働き掛けたい。

保護者の要望については、年間のスクールバスの運行計画を作成するに当たって、養護学校バス保護者会の役員と運行日や乗車人数・運行経路・運行時間等について詳細な打ち合わせを行っている。

また毎月、乗車人数や状況等についての報告を受けるときには、奥越養護学校の早期開校についても話題としている。



| 議案の審議結果 8月臨時会  |   |        |      |
|----------------|---|--------|------|
| 議案番号           | 件名  | 議決月日   | 結果   |
| 44             | 平成16年度大野市一般会計補正予算(第3号)案                       | 8月11日  | 原案可決 |
| 45             | 平成16年度大野市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)案                 | 8月11日  | 原案可決 |
| 46             | 平成16年度大野市下水処理センター水処理施設土木工事(第2系)その7請負契約の締結について | 8月11日  | 原案可決 |
| 議案の審議結果 10月臨時会 |   |        |      |
| 59             | 平成16年度大野市一般会計補正予算(第5号)案                       | 10月15日 | 原案可決 |
| 60             | シビックセンター建設に関する大野市住民投票条例の制定について                | 10月15日 | 否決   |
| 61             | 平成16年度有終西小学校(大野公民館併設)建築工事請負契約の締結について          | 10月15日 | 原案可決 |
| 62             | 平成16年度有終西小学校(大野公民館併設)機械設備工事(空調設備)請負契約の締結について  | 10月15日 | 原案可決 |

## ○シビックセンター建設について

### ・入札の執行について

問 七月十六日にシビックセンター建設について説明会が開かれたが、そこで出された市民の疑問をあいまいにしたまま、入札を執行することは、ますます疑惑を広げるのではないか。

また二つの矛盾する陳情書が出ており、議会の審議結果を待たずに入札を執行することは議会無視の態度ではないか。

答 亀山周辺整備事業は、市街地整備基本計画・都市マスタープラン・亀山周辺整備基本構想・亀山周辺整備基本計画と、昭和六十一年度から一つ一つ過程を踏んで、また市民の意見を取り入れながら長い時間をかけて進めてきた。

この間、議会等の審議を経て、平成十四年度と十五年度の

二カ年をかけて、シビックセンターの設計をした。

設計を進めていく過程で、議会や市民に説明を行い、意見や要望は設計に反映している。

シビックセンターの内容については、機会をとらえて市政フォーラムや区長会などで広く市民に、また有終西小学校PTAや大野公民館の利用団体等の関係者にも説明を行っている。そのほか市の広報紙やホームページでも周知に努めている。

そして、本年三月定例会において議決された「シビックセンター建設事業関係予算の執行は議会が認めるまで行わないこと」などの七項目について、三月定例会以降、総務文教常任委員会などで説明し、六月の定例会で了承を得た。

そこで、七月からシビックセンター建設工事の発注事務に取り掛かり、現在入札手続きを進めている。入札後、仮契約を締結し、議案として議会に提出して、審議してもら

日も早い改築が望まれている。また大野公民館は旧大野高校定時制校舎を利用しているが、利用者は、その機能が十分でないとしてシビックセンターの完成を心待ちにしている。

こうしたことを思うと遅すぎる感があるくらいで、十六年度と十七年度の二カ年をかけて建設し、十八年三月の完成を目指している。

このような時期になり、シビックセンター建設に反対する運動が起きているが、これまでの市民と協議を重ね決められた都市マスタープランや亀山周辺整備基本計画と基本的に異なっており、十四年の議会審議の結果に反した行動と思っている。

これまでの経過から、シビックセンターの建設を計画どおり進めていきたい。

・市長の説明責任について  
答 市民の中には「説明が不足している」「情報提供が十分ではない」などの声があることも受け止めている。

これまでも各種の会合等で、説明を重ねてきたが、今後も引き続き説明の機会を設けていきたい。

シビックセンターは、本市全体の「学びの里づくり」の拠点としての機能や中心市街地の活性化への寄与という波及効果をもたらす施設である。市民から

愛され、利用される施設となるものと確信し、その想いを市民と共有していきたい。

多くの市民が、本施設の完成を心待ちにし、利用者として参加してもらうためにも、説明責任を果たしていきたいと考えている。

### ・学校の安全対策について

答 安全性を確保するため、部屋の配置を小学校専用部分と共用部分に区分し、使用上の混乱や支障が生じないように配慮している。

構造的には平屋建てであることから、緊急時には廊下やオープンスペースからグラウンドへの避難が容易である。

玄関は一般用と児童用とを別々に設けてあり、公民館の事務所と教員室は玄関に接していることから一般の利用者が立ち入らないよう制限できる。また職員室は普通教室・特別教室・体育館にも近く、グラウンドも見渡せる位置に配している。各教室と教員室とはインターホンでつながっており、連絡もできる。

さらに玄関や出入口の四カ所には、監視カメラを設置している。建物は視覚的な透明性を高めることで市民の見守りの目を行き届かせることに加え、これから必要な管理運営対策をハード・ソフト両面において講

じていきたい。

### ・住民投票条例請求について

答 シビックセンターの建設経費は、本年三月の定例会において認められ、着工の運びとなっているが、この内容については議会をはじめ市民・関係団体等に随時説明し、理解を得ていると考えている。

三人の市民が代表請求者となり、「大野市 住民投票条例制定請求 代表者証明書 交付申請書」が提出されたことについては、非常に遺憾であると考えている。

亀山周辺整備事業は、市の中心市街地活性化や学びの里づくりを進める上で、最優先すべき事業の一つである。

その中の施設であるシビックセンターは市民が「集い」「遊び」「学びあう」ための文化の発信地であり、地域コミュニティの拠点である。

また市全域の人々が利用することで、中心市街地の魅力の創出や市の生涯学習センターとして、文化・スポーツを含めた市民の高度な生きがい感を育む「学びの里」の拠点となることを目指している。

同時に長い間市民に利用され親しまれる施設として、五十年後、百年後、本当に大野にとつて良かったものになると確信している。

## 人事案件

教育委員会委員の任命に同意

瀧波 奎子氏  
(中野町1丁目)

杉本 敏憲氏  
(木本)

人権擁護委員候補者の推薦に同意

堂東 昭子氏  
(中野)



○マレットゴルフについて

問 高齢化社会の対策の一つとしてマレットゴルフ場を整備し、大きな大会を開催すれば多くの宿泊者もあり、経済効果も期待できると考えるがどうか。

答 市の真名川憩いの島にあるマレットゴルフ場は現在三十六ホールあり、県レベルの大会などを実施することは可能である。また全国レベルの大会についても、少々狭いものの大会を開催することは可能であると聞き及んでいる。

なお、市マレットゴルフ協会の要望により、昨年度、奥越ふれあい公園内にもレクリエーション施設としてマレットゴルフができるよう二十七ホールを

### 決算特別委員会を設置

平成15年度大野市各会計の決算を審査するため、9月定例会において決算特別委員会が設置され、次の委員が選任されました。

|        |        |
|--------|--------|
| ○藤堂 勝義 | ○松原 啓治 |
| 兼井 大   | 寺島 藤雄  |
| 牧野 勇   | 幾山 秀一  |
| 竹内 安汪  | 笹島 彦治  |
| 常見 悦郎  | 榮 正夫   |

(◎は委員長 ○は副委員長)

整備しており、市民が利用している。

マレットゴルフ場を増設することは、既存施設の使用状況やこれからの競技人口の推移を見極めることが大切であり、当面は指導者の育成やスポーツ教室・講習会を開催するなどして、多世代にわたるマレットゴルフ競技会開催などにより普及を図っていききたい。

### ○広域ごみ処理施設の稼働に向けての分別収集について

問 大野・勝山地区広域行政事務組合が進めている広域ごみ処理施設が、平成十八年四月から稼働する。勝山市と和泉村は精度の高いごみの分別収集を行っているが、市はこれと同様の分別収集方法をいつごろから取り組む考えか。

答 勝山市をはじめ他の市町村では、プラスチック製容器包装についても分別収集している事例が見受けられる。

プラスチックにはさまざまな種類があり、違う素材が何層にも重なっている場合があり、これを単一素材にまで完全に分別しなければ、物から物への再生（マテリアルリサイクル）は不

可能である。

またその分別過程において、汚れや値札・テープ等の不純物をすべて取り除くことも必要となる。

このように、プラスチック類の分別は非常に難しい上、現時点では、マテリアルリサイクルの技術が十分に確立されていないのが実態である。

このような状況から、国においてもプラスチック類は焼却による熱回収（サーマルリサイクル）が望ましいとの方向で検討が進められている。

ごみ処理の広域化に伴うごみの分別方法については、このような実態や国の動向、さらに各市村の実情も十分勘案しながら現在、広域行政事務組合を構成する二市一村の廃棄物担当部局

間で調整を図っている。

今後さらに関係機関とも協議を重ね、慎重に検討を進めていきたい。

### ○大野市における在日外国人の実態と相談窓口等について

問 日本人の配偶者となった外国人に対する市の相談窓口はどのようなになっているのか。

答 現在、市には専用の窓口は設けていないが、平成十四年十月から、保健衛生課で外国人のための育児相談交流会を定期的に開催し、児童の身体計測や個別相談、小児科医師による育児相談などを実施しており、十五年度は延べ三十三人の母親の参加があった。

また福祉課では通常の相談受け付け業務の中で、母子自立支援員や家庭児童相談員による専門的な支援をするほか、子育て支援センターや子育て交流広場でも随時対応している。

一方、小中学校では、子供の言語に不自由がある場合には「国際理解教育推進事業」により、通訳を中心とした支援員を派遣することとしており、昨年度は中国からの編入学の児童一人が対象となった。

市内に在住する外国人を親に持つ子供を対象とした教育支援センター等を設置することは現時点では考えていないが、今後、相談など到的確に対応できるように、福祉・保健・教育をはじめ各関連分野の連携を強めていきたい。

### 第333回 8月臨時会

8月11日、第333回臨時市議会が開かれ、「平成16年度大野市一般会計補正予算（第3号）案」を含む議案3件を可決しました。

### 第335回 10月臨時会

第335回臨時市議会が10月12日に開会され、「平成16年度大野市一般会計補正予算（第5号）案」や「シビックセンター建設に関する大野市住民投票条例の制定について」など議案4件を審議しました。

初日は、会期を15日までの4日間と定めた後、平成16年度の一般会計補正予算をはじめとする4議案が上程され、提案理由の説明が行われました。その後「議案60号シビックセンター建設に関する大野市住民投票条例の制定について」を審査するために、8人の委員で構成される「シビックセンター建設住民投票条例特別委員会」が設置され、同委員会から委員長に榮正夫委員が、副委員長に兼井大委員が選任された旨の報告を受けた後、議案が各委員会に付託されました。

シビックセンター建設住民投票条例特別委員会は12日・13日・15日に、総務文教常任委員会と民生環境常任委員会は14日に行われ、付託された議案の審査を行いました。

最終日の15日には、各委員会の委員長報告の後、各議案の採決が行われ、議案第60号は否決、議案第59号・議案第61号・議案第62号は可決されました。

なお、議案第60号は、地方自治法74条の規定により、シビックセンター建設に関する大野市住民投票条例制定請求に基づき提案されたもので、13日の特別委員会では請求代表者3人の意見陳述が行われました。

# 委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

## ●総務文教常任委員会

### ○市のホームページについて

現在、書き込みについて登録制等を検討中であるとの報告だが、書き込む場合には必ず責任を問うことができるシステムを早急に構築する必要がある。

### ○歩道の管理について

工事車両が歩道に乗り入れをする場合には、必ず破損防止策を講じるよう工事施工者に指導されたい。

### ○陳情について

陳情二号については、賛成少数で不採択と決したが、今後も引き続き陳情者の理解を得る努力を促した。

### ○陳情三号について

陳情三号については全会一致で採択と決し、この陳情にかかるとの意見書は、全国議長会から依頼のあった「地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書」と一部反する箇所があるため、調整の上、別途市会案として提出した。

陳情四号については全会一致で採択と決し、この陳情にかか

る意見書を別途市会案として提出した。

陳情五号については、賛成多数で採択と決した。

## ●民生環境常任委員会

### ○市民の健康づくり

健康づくりは市民自らの健康保持と医療費削減など市民の財産づくりでもあり、今後も保健・医療・福祉の連携・調整を十分図りながら、事業推進になお一層努められたい。

### ○学童保育について

学童保育に当たっては、試行結果を十分検証し、今後の学童保育の在り方の参考とするとともに、児童館の一般保育については、施設の入りが比較的自由であるため、安全性の確保についての検討が必要である。

### ○公共下水道

下水道事業における住民説明会では、事業の必要性や事業に係る経費・受益者の負担については説明されているが、下水道事業を含めた市全体の財政計画が説明されていない。

このことが市民の不安材料の一つともなっていると思われるので、今後、財政事情などの情報も説明して、不安解消に努めるとともに、健全な財政運営のためにも加入率の増加におお一層努められたい。

## ●産経建設常任委員会

### ○福井豪雨災害の復旧

今後の災害を防止し、市民の不安を解消するため、一日も早く本格的な復旧工事に着手できるように、国や県と協議しながら万全の対策を講じられるとともに、市が執行しなければならぬ箇所も復旧についても、最大限努力されたい。

### ○西部アクセス道路

亀山周辺整備基本計画にある西部アクセス道路事業が少しでも進展するように、今後の努力を期待する。

### ○商店街の活性化

全国的に高齢化社会の到来が言われている今日、高齢化率が高い本市においては福祉の視点をとり入れた商店街づくりが、今後の商店街活性化において有効と思われるので、早急に調査・研究されたい。

### ○陳情について

陳情六号については、全会一致で採択と決した。

## ●市町村合併対策特別委員会

### ○合併協議会の再開

市長は和泉村長に対し、地域自治区の替わりに地域審議会を設置することや和泉地区担当の特別職を配置

すること、和泉地区に総合支所を設置すること、同支所へ部長級職員を配置することなどを提案したとのことである。

新聞報道によると、和泉村長は今期の和泉村議会で地域自治区は取り下げると発言している。和泉村で速やかに調整が進み、合併の方向性が確立されるものと大いに期待する。

合併推進にはなお判断を許さない厳しい状況だが、社会経済情勢の変化に的確・迅速に対応するためには合併は避けて通れない重要な問題であるので、停滞している合併協議会再開に向けて、さらなる努力を望む。

## ●総合交通対策特別委員会

### ○中部縦貫自動車道

基本計画区間である大野油坂峠間の早期整備計画組み入れに

向けて、国に対して早急にルート決定や環境影響評価を実施するよう、県とともに働き掛けるなど、今後とも事業進展に向け鋭意努力されたい。

### ○JR越美北線

今回の部分開通は、沿線住民の足を確保すると同時に全線復旧に向けた第一歩を踏み出したことになり、大変喜ばしいことである。

しかし、美山と越前東郷間は代行バスとなっていて乗り換えを要することから、若干の不便さがあり、冬季間の積雪時の運行状況によっては、さらなる利用者離れが懸念される。

多くの人たちの利用を促すためにも、的確な理念の下、全線が開通するまで期間を限定し、大胆な助成制度を早急に創設するとともに、その制度の広報に努められたい。

## 議会日誌

### ◆7月

26日～27日 北信越議長会豪雪等災害対策特別委員会中央要望（東京都）

### ◆8月

2日 会派代表者会議・議会運営委員会  
5日 島根県江津市議会行政視察来庁  
11日 第333回臨時市議会  
18日 福井県市議会議長会臨時総会（武生市）  
19日～20日 市町村合併対策特別委員会行政視察（愛知県稲沢市・岐阜県各務原市）  
23日 小浜市議会行政視察来庁  
26日～27日 総合交通対策特別委員会行政視察（静岡県春野町・静岡県天竜市）  
31日 会派代表者会議・議会運営委員会

### ◆9月

8日～22日 第334回定例会市議会  
28日 第87回大野地区消防組合議会臨時会

### ◆10月

1日 福井県市議会議長会議合同研修会  
5日 会派代表者会議・議会運営委員会・決算特別委員会  
7日～8日 北信越議長会豪雪等災害対策特別委員会幹事市会（新潟県燕市）  
12日～15日 第335回臨時市議会